



ほろのべの窓

2013年10月号
(平成25年) 10月号
NO.588



▲9月7日(土)・8日(日) おもしろ科学館2013 in ほろのべ ▼

- 平成24年度決算報告
- 平成25年度省エネ・再生エネ補助制度
- インフルエンザ予防接種のお知らせ
- 第5回幌延町議会(定例会)
- 上下水道の徴収方法が変わります



平成24年度決算報告

幌延町の家計簿

平成24年度決算状況がまとまりました。
 皆さんが納めた税金は、直接または地方交付税や補助金といったかたちで、町の会計に入ってきます(歳入)。それらのお金を使って、町では福祉や快適な暮らしのための基盤整備、教育などを行っています(歳出)。お金がいくら入ってきて、どのように使われたのか、そして町の借金や貯金はどのくらいあるのかを、お知らせします。

決算



町の状況〈一般会計〉平成25年3月31日現在

●人口／2,578人 ●世帯数／1,282戸
 使われた費用(一人当たり) 納められた町税(一世帯当たり)
1,729,841円 **323,381円**

平成24年度 決算総括表

会計名	歳入		歳出		翌年度繰越財源額	差引
		対前年比		対前年比		
一般会計	46億7,974万4千円	▲11.1%	44億5,953万1千円	▲12.3%	12万円	2億2,009万3千円
特別会計	診療所	2億8,605万8千円	▲0.2	2億8,605万8千円	▲0.2	0千円
	国民健康保険	2億9,151万8千円	2.5	2億7,192万7千円	0.8	1,959万1千円
	後期高齢者医療	3,986万3千円	▲5.4	3,914万4千円	▲7.0	71万9千円
	介護保険	2億4,508万7千円	0.1	2億4,088万6千円	▲0.2	420万1千円
	簡易水道事業	6,512万6千円	▲27.1	6,101万9千円	▲30.0	410万7千円
	下水道事業	1億1,700万9千円	12.8	1億1,700万9千円	12.8	0千円
町立病院事業会計	0千円	皆減	0千円	皆減		0千円
合計	57億2,440万5千円	▲12.2	54億7,557万4千円	▲13.5	12万円	2億4,871万1千円

※町立病院事業会計は、平成23年9月末で会計を廃止しています。

一般会計

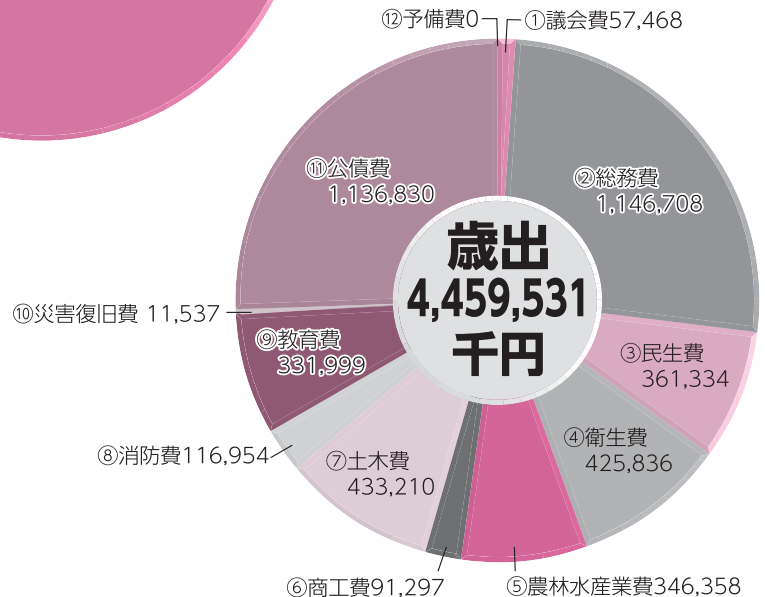
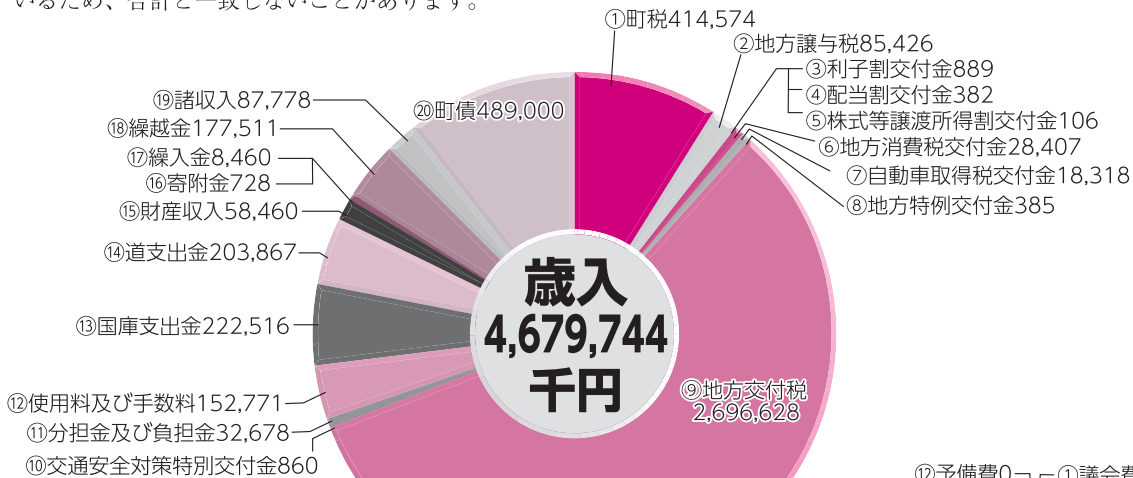
歳出 44億5,953万1千円

区分	金額(千円)	構成比(%)
① 議会費	57,468	1.3
② 総務費	1,146,708	25.7
③ 民生費	361,334	8.1
④ 衛生費	425,836	9.5
⑤ 農林水産業費	346,358	7.8
⑥ 商工費	91,297	2.0
⑦ 土木費	433,210	9.7
⑧ 消防費	116,954	2.6
⑨ 教育費	331,999	7.4
⑩ 災害復旧費	11,537	0.3
⑪ 公債費	1,136,830	25.5
⑫ 予備費	0	0.0
合計	4,459,531	100.0

歳入・歳出の構成比は、小数点第1位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

歳入 46億7,974万4千円

区分	金額(千円)	構成比(%)
① 町税	414,574	8.9
② 地方譲与税	85,426	1.8
③ 利子割交付金	889	0.0
④ 配当割交付金	382	0.0
⑤ 株式等譲渡所得割交付金	106	0.0
⑥ 地方消費税交付金	28,407	0.6
⑦ 自動車取得税交付金	18,318	0.4
⑧ 地方特例交付金	385	0.0
⑨ 地方交付税	2,696,628	57.6
⑩ 交通安全対策特別交付金	860	0.0
⑪ 分担金及び負担金	32,678	0.7
⑫ 使用料及び手数料	152,771	3.3
⑬ 国庫支出金	222,516	4.8
⑭ 道支出金	203,867	4.4
⑮ 財産収入	58,460	1.2
⑯ 寄附金	728	0.0
⑰ 繰入金	8,460	0.2
⑱ 繰越金	177,511	3.8
⑲ 諸収入	87,778	1.9
⑳ 町債	489,000	10.4
合計	4,679,744	100.0



■町税の内訳

税目	金額	徴収率	構成比
個人町民税	131,810千円	95.7%	31.8%
法人町民税	32,749	99.1	7.9
固定資産税	220,235	98.0	53.1
軽自動車税	3,900	96.8	0.9
町たばこ税	25,880	100.0	6.3
合計	414,574	97.5	100.0

■町民1人当たり、1世帯当たりの町税負担

税目	1人当たり	1世帯あたり
個人町民税	51,129円	102,816円
法人町民税	12,703	25,545
固定資産税	85,429	171,790
軽自動車税	1,513	3,042
町たばこ税	10,039	20,187
合計	160,813	323,380

(人口2,578人世帯1,282戸)

■町民1人当たり、1世帯当たりに使われた費用

区分	1人当たり	1世帯あたり
総務費	444,805円	894,468円
公債費	440,974	886,763
土木費	168,041	337,917
衛生費	165,181	332,165
民生費	140,161	281,852
農林水産業費	134,351	270,170
教育費	128,782	258,970
消防費	45,366	91,228
商工費	35,414	71,215
議会費	22,292	44,827
災害復旧費	4,475	8,999
合計	1,729,842	3,478,574

(人口2,578人世帯1,282戸)

■性質別経費

区分	金額	割合	対前年比
消費的経費	2,463,715千円	55.3%	21.6%
人件費	569,786	12.8	▲1.1
物件費	610,830	13.7	5.3
維持補修費	133,329	3.0	13.5
扶助費	102,171	2.3	13.2
補助費等	1,047,599	23.5	58.3
投資的経費	407,885	9.1	▲66.6
その他	1,587,931	35.6	▲13.7
公債費	1,136,830	25.5	6.2
積立金	96,390	2.2	▲78.4
投資及び出資金・貸付金	20,000	0.4	▲69.3
繰出金	334,711	7.5	29.9
その他	0	0.0	-
合計	4,459,531	100.0	▲12.3

■一般会計・債務負担行為の状況

区分	平成25年度以降支出予定額	割合	対前年比
物件の購入	0千円	0.0%	-
土地	0	0.0	-
建物	0	0.0	-
その他のもの	29,033	100.0	▲9.5
土地基盤整備	0	0.0	-
利子補給	23,850	82.1	10.7
その他	5,183	17.9	▲50.9
合計	29,033	100.0	▲9.5

「債務負担行為」とは

従来「予算外義務負担」と呼ばれていたもので、将来的に支払わなければならない義務的経費です。

①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるものであり、議会の議決を得なければならないとされています。

■町の「貯金」

区分	金額	対前年比
一般会計	4,043,379千円	2.2%
財政調整基金	973,360	0.0
減債基金	1,241,220	2.2
羽幌線代替輸送確保基金	59,930	▲12.1
ふるさと創生基金	819,700	9.2
公共施設整備基金	795,670	0.0
地域福祉基金	101,100	0.0
奨学資金基金	25,849	0.0
心象記念文化振興基金	6,540	2.5
中山間農業地域環境保全基金	20,010	▲0.9
国民健康保険特別会計	21,050	▲50.8
介護保険特別会計	3,905	0.1
簡易水道事業特別会計	76,631	17.6
下水道事業特別会計	73,879	▲17.8
合計	4,218,844	1.5

■町の「借金」

区分	金額	対前年比
一般会計	5,637,527千円	▲9.3%
一般公共事業債	32,879	▲28.6
一般単独事業債	563,964	▲15.4
公営住宅建設事業債	611,876	▲7.7
義務教育施設整備事業債	4,043	▲63.2
災害復旧事業債	5,545	▲26.2
辺地対策事業債	146,829	▲18.2
過疎対策事業債	2,198,988	▲9.1
公有林整備事業債	73,622	▲5.3
草地開発事業債	138,958	▲11.3
簡易水道事業債	103,332	▲5.5
財源対策債等	1,757,491	▲6.6
簡易水道事業特別会計	4,400	皆増
下水道事業特別会計	582,211	▲4.4
診療所特別会計	2,380	▲44.0
合計	6,226,518	▲8.9

■平成24年度から平成25年度への繰越事業

会計	事業名	繰越額
一般会計	幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業	16,661 千円
	農業体質強化基盤整備促進事業	21,000
	幌延地区道営畑地帯総合整備事業	34,000
	問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	5,500
	各小中学校トイレ衛生設備改修事業	84,582
	一般会計合計	161,743
全会計合計	161,743	



平成24年度に行われた主な事業

(単位:千円)

町民と行政との協働のまちづくり

広報誌「ほろのべの窓」発行経費(年12回)	3,265
自治会活動交付金	898
職員スキルアップ研修	1,407
戸籍情報総合システム導入事業	44,347

北星園民営化支援事業	16,658
放課後児童クラブ運営事業	3,350
患者輸送バス運行経費	5,140
がん検診実施事業	3,192
妊婦健診助成事業	2,226
乳幼児健診事業	902
予防接種事業	4,971
認定こども園建設事業	2,940
乳幼児医療給付費	7,273
介護給付費	206,219
国保保険給付費	158,821

夢と活力あふれるまちづくり

中山間地域等直接支払事業	74,428
担い手対策事業	500
幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業	30,806
乳牛検定組合補助事業	2,500
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	4,000
生乳成分検査事業	1,394
幌延地区道営畑地帯総合整備事業	33,911
農業用水道施設改修事業	6,008
各種農業資金利子補給費補助金	2,977
民有林造林促進事業	602
森林整備地域活動支援交付金事業	3,626
町有林整備事業	6,993
未来につなぐ森づくり推進事業	3,532
幌延町商工会育成事業	9,137
幌延町中小企業融資事業	20,000
ほろのべ名林公園まつり事業	4,700
トナカイホワイトフェスタ事業	710
幌延町観光協会育成事業	648
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000
幌延町商工会地域振興事業	3,907
まちづくり補助(産業・経済・福祉振興事業)	1,050
宗谷地域広域消費者センター	185
おもしろ科学館開催事業	2,323
エネルギー関連施設見学会	1,097

心豊かな人と文化を育むまちづくり

外国語指導助手派遣事業	128
特別支援教育支援員配置事業	2,140
情報教育研究推進事業	2,169
幌延小学校補修事業	2,793
幌延中学校電気暖房改修事業	3,359
スクールバス整備事業	3,300
図書検索システム導入事業	861
書の研修事業	1,367
舞台芸術鑑賞事業	1,330
放課後子ども教室推進事業	457
総合スポーツ公園改修事業	29,160
東ヶ丘スキー場リフト補修事業	4,179

自然に恵まれ安全で快適なまちづくり

生活交通路線バス維持費等補助金	5,004
生活交通路線バス購入事業	3,269
町道除排雪経費	85,559
町道幌延下沼線道路改良事業	35,508
町道北1丁目線道路改良事業	18,540
町道北2丁目線道路改良事業	61,282
町道2条仲通線道路改良事業	34,728
町道中間寒8号線道路改良事業	10,441
公営住宅解体事業(問寒別3棟8戸)	10,013
問寒別農業用水道調査事業	5,766
北進地区営農用水道改修事業	7,718
個別排水処理施設整備事業	8,106
防火水道移設補償工事	11,970

健やかに安心して暮らせるまちづくり

緊急通報システム整備事業	848
長寿まつり開催事業	1,007
高齢者生活支援事業	3,223
老人クラブ活動促進補助事業	560
町社会福祉協議会運営費補助事業	3,378
幌延福祉会運営費補助事業	7,260
ホームヘルプサービス支援事業	4,097
障害者介護給付・訓練等給付事業	32,431

財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

(単位：%)

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することになりました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	—
平成24年度 幌延町比率	—	—	11.7	—	—

健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で財政再建することとなります。

- ①実質赤字比率：普通会計（一般会計＋診療所会計）の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計（国保・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率（下水道、簡易水道）：公営企業の資金不足額（下水道・簡易水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益－受託工事収益金）に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

平成24年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率：一般会計・診療所会計とも赤字決算とならなかったため該当しません。
- ②連結決算赤字比率：各会計に赤字額や資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率：国の示す早期健全化基準を下回り、健全性を維持しています。
- ④将来負担比率：将来負担すべき負債額が負債額に充当可能な財源を下回っているため該当しません。（充当可能な財源：簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料、公債費残高に伴う普通交付税算入額）
- ⑤資金不足比率：公営企業に資金不足額が発生していないため該当しません。

平成24年度決算

幌延町の電源三法交付金の使い道

- ①電源立地地域対策交付金 **1億6,872万6,708円**
- 幌延町立診療所運営事業 100,000,000円
 - 幌延町保健センター運営事業 10,000,000円
 - 幌延町立保育所運営事業 20,000,000円
 - 北留萌消防組合幌延支署運営事業 38,726,708円

※福祉サービス充実のため、幌延町立診療所・幌延町保健センター・幌延町立保育所・北留萌消防組合幌延支署の職員人件費に、それぞれ電源立地地域対策交付金を充当しています。

- ②広報・調査等交付金 **318万6,405円**
- エネルギー関連施設見学会 1,932,574円
（参加人数：小中学生25人、引率職員5人 見学先：泊村他）
 - 研修・資料収集整理・広報・連絡調整等 1,253,831円

※原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及に関する調査及び研修並びに連絡調整に関する事業に広報・調査等交付金を充当しています。

平成25年度省エネ・再生エネ補助制度をご活用ください

家庭用LED照明購入費補助制度の申請はお済みですか？

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により、電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度、26年度の2か年で一般家庭に設置するLED照明の購入費用の一部を助成する事業を実施しています。

補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

補助対象

平成25年4月1日から平成26年3月25日までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので500円単位になります。

補助申請

補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。

【申請期限】 平成26年3月25日まで(平成25年度申請分)

【申請先】 総務課企画振興グループ又は問寒別出張所

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度、26年度の2か年で住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助します。

補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する方
- ・国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込受理決定通知書を受領している方
- ・自ら居住している、又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に新たに太陽光発電システムをこれから設置する者。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
- ・3月15日までに『事業完了報告書』を提出できる方（国から「補助金交付決定額通知書」を受領していること。）
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

補助対象

平成25年度の国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込受理決定通知書を受けた太陽光発電システムの設置費。

補助金額

太陽光電池出力1kWあたり125,000円とし、500,000円が上限です。

補助申請

補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ総務課企画振興グループにお問い合わせの上、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期間】 国の補助金の募集開始日4月17日から11月29日まで

【申請先】 総務課企画振興グループ

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話 5-1111(内線222、223、224、) 告知端末機 5-8812

平成25年度の国の住宅用太陽光発電導入支援補助制度の概要

1kWあたりの補助対象経費	1kWあたりの補助金単価
410,000円以下	20,000円
500,000円以下	15,000円

詳しくは、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）にお問い合わせください。

太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）
電話 043-239-6200
（電話受付時間 平日9:20～17:20）
URL:<http://www.j-pec.or.jp>

インフルエンザ予防接種のお知らせ

平成25年度インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施します。

☆集中実施期間

幌延地区：10月22日(火)・23日(水)・28日(月)・29日(火)・30日(水)

問寒別地区：11月8日(金)

※集中実施期間以降～ワクチンが無くなり次第終了します。

☆接種場所及び時間：

幌延町立診療所：8時30分～11時 = 高齢者及び一般住民

13時～16時30分 = 1歳以上高校生以下及びその同伴保護者

問寒別診療所：9時15分～10時30分

☆助成対象者



	1歳～小学生 (1歳の基準日は10月22日)	中学生	65歳以上(年度内年齢) (昭和24年4月1日以前に生まれた方)	60～64歳で心臓、じん臓 呼吸器の身障手帳1級受給者
接種回数	2回	1回		
料金	無料 (町が全額助成します)			
申込み	<p>申込みは不要です。</p> <p>助成対象者全員に、保健センターから案内と予診票を送付します。 よくご検討のうえ、接種を希望される方は、送付した予診票に必要な事項をすべて記入して持参してください。</p> <p>* 入院などの理由で幌延町で接種を受けられない方も、助成の対象になる場合があります。保健センターにお問い合わせください。</p>			

☆その他、高校生から64歳以下の一般の方で接種を希望される方は、直接診療所に受診してください。料金は2,500円です。集中実施期間中の接種をお勧めします。

▶▶ 問い合わせ先 保健センター (☎5-1790) 告知端末機 (☎5-1790) ◀◀

無料法律相談会のお知らせ

～借金、離婚、相続、悪徳商法、近所とのトラブル、交通事故、賃貸借その他のお悩みに、弁護士が無料で相談を実施します。～

主 催：北海道弁護士会連合会・旭川弁護士会
日 時：平成25年10月21日 午後1時～午後4時 (1人30分)
場 所：幌延町役場 町民相談室
相 談 料：無料
担当弁護士：稚内ひまわり基金法律事務所 河 田 裕 行

ご予約・お問い合わせは、

稚内ひまわり基金法律事務所 0162-24-7900 までお電話ください。

※予約がない場合でも相談はお受けしますが、予約された方を優先しますので、ご了承ください。

※実際に問題を抱えている方はもちろん、まだ法律問題になっていなくても、心配ごとがある場合は、相談することによって重大なトラブルを回避できることがあります。

相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください。

第5回 幌延町議会 (定例会)

第5回幌延町議会(定例会)は9月11日に開会され、報告3件、認定7件、同意1件、議案4件などを原案どおり可決し、9月12日に閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

- ▽報告第1号
幌延風力発電株式会社経営状況報告について
平成24年度の経営状況について、報告しました。大規模メンテナンス費、電力需給契約再締結に伴う精算金により、当期純損失は、2億691万円になりました。
- ▽認定第1号～第7号
・平成24年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
・平成24年度幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・平成24年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・平成24年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・平成24年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・平成24年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・平成24年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 詳細は2ページから5ページの「幌延町の家計簿」をご参照ください。

- ▽報告第2号
平成24年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
幌延町財政健全化判断比率について、報告しました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25・0%に対し11・7%でした。
- ▽報告第3号
平成24年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
簡易水道事業及び下水道事業の各特別会計の資金不足比率について、報告

しました。各会計とも資金不足額はありませんでした。

- ▽同意第1号
教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員会委員の任命について、同意されました。

○教育委員会委員
澤谷 敦美氏(栄町)任期
自 平成25年10月1日
至 平成29年9月30日

- ▽議案第1号
北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
「外国人登録法」の廃止及び「住民基本台帳法の二部を改正する法律」の施行に伴う変更です。

- ▽議案第2号
平成25年度幌延町一般会計補正予算(第3号)
補正の主なもの

◆北海道市町村備荒資金組合負担金2億円新規計上、職員住宅整備事業1千11万7千円新規計上、総合体育館屋外梁型補修事業198万5千円

新規計上

- ▽議案第3号
平成25年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第1号)
補正の主なもの

◆人件費364万8千円

- ▽議案第4号
平成25年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
補正の主なもの

◆返還金203万8千円増



一般質問

- 西澤 裕之議員
○宗谷定住自立圏(医療連携区域)共生ビジョンについて

- 鷺見 悟議員
○深地層研究センターについて
○農山村の環境整備と廃屋の解体補助について

行政報告

・幌延町営草地幌延団地内の火災における消火協力会社への感謝状の贈呈について

教育行政報告

・学校教育及び社会教育の概要について

平成25年度補正予算(9月定例会)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一般会計	43億9,748万2千円	2億2,205万7千円	46億1,953万9千円
町立診療所特別会計	3億890万円	△306万2千円	3億583万8千円
介護保険特別会計	2億5,476万円	△59万2千円	2億5,416万8千円



まちの話題



8月31日



中央保育所運動会

中央保育所の運動会が総合体育館で開催され、家族が応援する中、入所児童たちは精一杯競技に挑んでいました。



8月24日



北海道日本ハムファイターズ 球団マスコットB・Bが 幌延町を訪問

北海道日本ハムファイターズの球団マスコットB・Bが全道の市町村を訪問するプロジェクト「212物語」の撮影で、幌延町にやってきました。

日中は町内各所で幌延町の見どころなどを撮影し、午後6時から国際交流施設で行われた記念撮影やサイン会には、たくさんの方が集まりました。



8月31日



幌延中学校 サロベツレース

幌延中学校の恒例行事のサロベツレースが今年も開催されました。サロベツ原野を通る約32kmの長い道のりを参加した中学生や一般参加者たちは、思い思いのペースで爽やかな汗を流しながらゴールを目指していました。





9月 1 日



北星園祭



北星園駐車場に設けられた特設会場で北星園祭が開催されました。やちぶき太鼓を皮切りに歌謡ショーや大抽選会などが行われたほか、北星園で栽培した生産物の販売もあり、会場は大いに賑わいました。



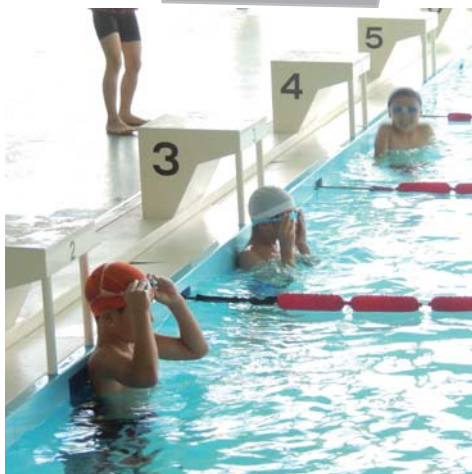
9月 6 日



水泳大会



幌延町教育委員会主催の水泳大会が町民プールで開催され、幌延小学校と問寒別小学校の児童は、水しぶきを上げながら、力一杯記録に挑んでいました。



9月 2 日



平成25年度 町内子どもの集い ストリングラフィ アンサンブルコンサート



糸電話の原理を応用したオリジナル楽器“ストリングラフィ”のアンサンブルコンサートが教育委員会主催により幌延小学校体育館で開催されました。絹糸が奏でる不思議なハーモニーに児童は真剣に聴き入っていました。





9月7日・8日



幌延町長寿まつり

9月7日



町内の長寿の皆さんをお祝いする「長寿まつり」が、国際交流施設で開催されました。参加されたご長寿の皆さんを祝福する保育所児童によるお遊戯や恒例のカラオケ、手品の発表などもあり、参加した皆さんは終始和やかなムードの中、楽しく歓談していました。



おもしろ科学館 2013inほろのべ



毎年恒例の「おもしろ科学館」が総合体育館と第2会場の幌延深地層研究センター「ゆめ地創館」で開催されました。メイン会場の総合体育館では、各種体験コーナーのほか、屋外でキャラクターショーが行われ、町内外から訪れた多くの子どもたちの歓声が会場に響いていました。また、ゆめ地創館では、3D恐竜展などが開催され、来館した人たちは楽しい一日を過ごしました。



こざくら荘敬老会

9月14日



こざくら荘開設以来、今年で20回目を迎えたこざくら荘の敬老会が今年も施設内で開催されました。入所されている方々は家族とテーブルを囲み、保育所児童によるお遊戯や施設職員の余興を見て、楽しいひと時を過ごしました。



問寒別地区 町内会対抗 ソフトボール大会

9月8日



問寒別地区の町内会対抗ソフトボール大会が、問寒別小中学校グラウンドで開催されました。絶好の秋晴れの中、参加した選手たちは、心地良い汗を流しながらプレーしていました。



インフォメーション

『秋の火災予防運動』

1. 実施期間

平成25年10月15日(火)
～平成25年10月31日(木)
17日間

2. 統一標語

消すまでは 心の警報 ONのまま

◎火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、町民みんなで火災予防を心がけましょう。

また、逃げ遅れによる死傷事故を防ぐためにも、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

北留萌消防組合 幌延支署

自動車点検整備推進運動実施中 (強化月間 平成25年9・10月の2ヶ月間)

「まもりたい笑顔のために
クルマの点検、あたりまえ」
～安全確保と環境保全是、クルマの点検・整備から～

北海道運輸局

旭川運輸支局

(<http://www.tenken-seibi.com>)



北海道立旭川高等技術専門学院 平成26年度訓練生募集のお知らせ

●募集科目

システム制御技術科・自動車整備科・印刷デザイン科・色彩デザイン科・建築技術科・造形デザイン科

●訓練期間

平成26年4月から平成28年3月まで(訓練期間 2年間)

●応募資格

【推薦】平成26年3月に高等学校を卒業見込みの方

【一般】高校を卒業した方(平成26年3月卒業見込みを含む)若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められる方

●募集期間

【推薦】平成25年11月1日(金)から平成25年11月20日(水)まで

【一般】平成25年11月21日(木)から平成25年12月15日(日)まで

●選考日

【推薦】平成25年12月2日(月)

【一般】平成25年12月20日(金)

●試験内容

【推薦】面接

【一般】学力試験(国語・数学)・面接

●必要経費

検定料2,550円、入学料7,340円、授業料153,600円、実費経費1年次(教科書・私物工具等)95,000円～209,000円

●問い合わせ先

北海道立旭川高等技術専門学院

〒078-8803

旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号

TEL(0166)65-6667(担当:萬)

運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習 (30分)

10月8日(火) 午後1時から 天塩町社会福祉会館
10月12日(土) 午後1時から 豊富町町民センター

一般運転者講習 (1時間)

10月12日(土) 午後2時から 豊富町町民センター

違反運転者講習 (2時間)

10月12日(土) 午後3時30分から 豊富町町民センター

大規模な建築物などに耐震診断の実施が義務化されます

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化されます。報告先は、所管行政庁(建築基準法の特定行政庁と同様)です。

○耐震診断の義務化対象建築物

- 1 昭和56年5月以前に着工された建築物
- 2 対象となる建築物の例

(1) 不特定多数の方が利用する大規模な建築物等(主なもの)

用途	階数	床面積の合計
下記以外の用途	3以上	5,000㎡以上
幼稚園・保育所	2以上	1,500㎡以上
小中学校	2以上	3,000㎡以上
老人ホームなど	2以上	5,000㎡以上

*行政庁(所管行政庁)への報告期限は平成27年12月31日

(2) 道又は市町村が定める「避難路」に接する建築物・道が定める「防災拠点施設」については、別途規定する予定です。

○報告を受けた行政庁(所管行政庁)は結果を公表します。

なお、報告を行わなかった場合、また、虚偽の報告を行った場合、所管行政庁から報告又は是正の命令があり、従わない場合は、罰則規定もあります。

【照会先】

・北海道建設部住宅局建築指導課 TEL 011-231-4111(大代表)

・幌延町総務課総務グループ TEL 5-1111(代表)告知端末機 5-8811

ダイレクト納付はこんなに便利です

ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

ダイレクト納付のメリット

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能なほか、その他の電子納税にはない次のようなメリットがあります。

- ①インターネットバンキングの契約が不要
- ②期日を指定して納付することが可能
- ③税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能

対象となる税目

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、贈与税、酒税、印紙税など）が対象となります。

※特に利用回数の多い手続きに便利です。（源泉所得税の毎月納付手続き等）

※e-Taxに納付情報登録をすれば、上記にかかわらず全ての税目にダイレクト納付が利用できます。納付情報登録の方法は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

ダイレクト納付の利用のために

- ①e-Taxの利用開始手続きが必要となるほか、**ダイレクト納付利用届出書**を所轄の税務署に書面で提出する必要があります。
 - ②ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「利用可能金融機関一覧」でご確認ください。
 - ③ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、**1か月程度**かかります。
 - ④ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高にご注意ください。
- ※納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

ダイレクト納付 利用開始のための手続き

e-Taxホームページから
e-Taxの開始届出書をオンラインで提出



利用者識別番号を取得
(即時に発行されます)



ダイレクト納付利用届出書を書面で提出



「ダイレクト納付登録完了通知」が
メッセージボックスへ格納



ダイレクト納付による
電子納税を利用できます

査察の役割

【査察調査とは】

査察調査とは、悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、犯罪捜査に準じた方法で行われる特別な調査です。調査に当たる国税査察官には、裁判官の発する許可状を受けて事務所などの捜索をしたり、帳簿などの証拠物件を差し押さえたりする強制調査を行う権限が与えられています。

【査察調査の目的】

査察調査は、悪質な脱税者に対して単に免れた税金（本税）や重加算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的としています。

【悪質な脱税者に対する刑事責任の追及】

検察官によって裁判所に起訴され有罪が確定すると、懲役や罰金の刑罰が科されます。この刑罰は、10年以下の懲役又は1,000万円（脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税相当額）以下の罰金となるか、あるいは懲役と罰金の併科となります。

【平成24年度の査察の概要】

平成24年度は、190件の査察調査に着手し、129件（前年度以前の着手事案を含みます。）を検察官に告発しました（表1）。

平成24年度中に一審判決が言い渡された査察事件120件のうち、119件の事件において有罪判決が出され、実刑判決が3人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています（表2）。

○平成24年度の査察調査の状況（表1）

着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額	内 告発分
190件	191件	129件	67.5%	205億円	175億円

（注）脱税額には、加算税額を含みます。

○平成24年度中の査察事件の判決（第一審判決）の状況（表2）

判決件数	有罪件数	実刑判決数	一件あたり 犯則税額	一人あたり 懲役月数	一人(社)あたり 罰金額
120件	119件	3人	76百万円	13.0か月	16百万円

（注）実刑判決数及び一件（人・社）あたりの計数は、他の犯罪との併合事件を除いて算出しています。

多くの納税者の方々は適正な申告・納税を行っていますが、一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。全国に配置されている国税査察官は、悪質な脱税者に対して厳正な態度で臨み、その告発に全力を挙げています。

e-Taxに関する情報はe-Tax ホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax の操作に関するお問い合わせは e-Tax ・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-01-5901

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

赤い羽根共同募金

は、高齢者、障がい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動を支援する募金です。

災害時には、「災害ボランティアセンター」の設置や運営など、被災地支援にも役立っています。今年も皆様のご協力をお願いいたします。

寄付金には税制上の優遇措置があります。

▼詳しくはホームページをご覧ください▼

【URL】 <http://www.akaihane-hokkaido.jp>

問い合わせ先
北海道共同募金会
（電話 011-231-8000）

上下水道料の徴収方法が変わります

幌延町では、上下水道料金を算定するための新システムを導入することとしていますが、この度、新システムへの移行に伴い、上下水道料金の徴収方法を見直すことにしました。

これまで、月初めの検針により、その月分の基本料と先月分の使用水量による超過分を徴収していました。つまり、基本料金は前払いで、超過料金は後払いの形になっていました。しかし、これを見直し、基本料・超過料ともに後払いで徴収することにしました。この方法は、ご使用された実績に合わせて料金を徴収することになりますので、利用者の皆様にも分かりやすい仕組みになっています。

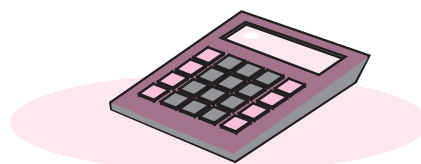
この見直しに伴い、11月初めの検針と料金徴収は行わず、12月初めの検針により12月分として11月分の基本料と10月・11月分の超過料金を徴収します。

超過料金の算定基礎となる10月・11月の水量については、基本水量を2カ月分としますので、超過料金が多くなることはありません。

12月のお支払額は、10月・11月分の超過料金をご負担していただくこととなりますが、11月のお支払いはありませんのでご理解をお願いします。

また、口座振替の皆様には、検針時に検針票と併せて領収書を配布していましたが、今後は、検針票に領収書がつく形になりますので、検針票を領収書として保管願います。

現在の徴収方法	新しい徴収方法
今月分の基本料	先月分の基本料
先月分の超過料	先月分の超過料



徴収方法の移行図

区 分	現在の徴収方法		移行月		新しい徴収方法
	10月分	11月分	12月分	12月分	1月分
検 針 月	10月上旬	なし	12月上旬	12月上旬	1月上旬
基 本 料 金	10月分	なし	11月分	11月分	12月分
超 過 料 金	9月分	なし	10月分	11月分	12月分
納 期	10月末	なし	12月末	12月末	1月末

問い合わせ先 経済課管理グループ 電話 5-1116 (内線259・260) 告知端末機 5-8816

行政相談・人権心配ごと相談 特設相談所を開設します

10月21日から27日までの一週間は、『行政相談週間』です。この期間中に1日行政相談所と人権心配ごと相談所を合同で開設し、皆さんのいろいろなご相談に応じます。

国や役場などの役所の仕事に対するご質問やご意見、苦情など、または普通の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開 催 日

平成25年10月24日(木)

開催場所・時間

問寒別生涯学習センター 9:30~11:30

幌延町生涯学習センター 13:00~15:00

相 談 員

行政相談委員 谷口 弘子 さん

人権擁護委員 稲垣 紘順 さん

三好 和夫 さん

中秋の名月と秋の長雨など



「中秋の名月」の季節です。秋は空気が澄んで夜空にはきれいな月や星を眺めることができます。月見の宴は中国では唐（618-907年）の時代に旧暦の8月15日に行われるようになったのが起源とされ、日本では、平安時代（889-913年）からとされています。しかし、そのお月見ですが実際には見られないことのほうが多いようです。

【秋の長雨～秋雨前線】

夏の高気圧が南へ後退し、代わって北の高気圧が勢力を広げてきます。この境目が「秋雨前線」で、ぐずついた天気が続きます。また、この時期に台風が接近すると前線の活動が活発となって大雨が降ることもあります。

よく、秋の長雨は梅雨と比べられますが、地域によって大きな違いがあります。大陸に近い西日本では梅雨の季節に大雨が降りやすくなります。秋の長雨のころには、太平洋高気圧が南下し、東日本には北東の冷たい気流が流れ込みます。このため東日本では、秋雨前線の活動が活発となり、雨が降りやすくなります。

長く続く雨により、土砂災害が起こりやすくなりますので注意が必要です。



【秋山登山】

10月となると、北海道の山では、初冠雪の便りが聞かれるようになります。初冠雪が一番早いのは十勝岳ですが、稚内地方気象台で観測を行っている利尻山では10月3日が初冠雪の目安です。秋の山も春山と同じく、3～4日の周期で天気が変わります。移動性高気圧に覆われた秋晴れも1～2日限りで、低気圧による悪天がすぐにやってきます。

低気圧が通過すると冬型の気圧配置に変わり、冷たい雨が降り、みぞれや雪になります。低気圧が通過するごとに気温が下がり、北西の季節風が強まり、その状態が続くようになります。秋の山も遭難が多い時期です。夏山気分が入山する人も多いですが、山では冬が始まっています。急激な冷え込み、冷たい雨や暴風雪に備える必要があります。



【紅葉前線】

各地のもみじなどが紅葉する日を結んだ線を、桜前線と同じように、紅葉前線とすることがあります。紅葉前線は、北から南へまた山頂からふもとのほうへと降りてきます。紅葉前線は、10月中旬に北海道をスタートし約1ヶ月以上かけ本州南岸まで南下します。

変りやすい秋の天候ですが、お月見や紅葉狩りなど上手に気象情報を利用して楽しんでください。

問い合わせ先 稚内地方気象台HP 稚内地方気象台防災業務課(電話:0162-23-2679)
http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html

八月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

墓石に畏まる 蠅許しけり

横山 貞雄

蠅止まる 孤独は人と居る時も

藤岡 芙美

銀蠅を追うが如きの軍政か

富樫とも子

纏いつく 蠅に込めたる恨みかな

熊谷千恵子

蠅止る時はみえない 蠅叩き

佐藤 光朗

蠅集る 放牛の糞とびとびに

田中 徹男



ほろのベウオーキングクラブの
完走者を紹介します！
宮園町 上野 あい さん
(9月5日到達)
歩くのに気持ちの良い季節になりました。まだ到達していない方は少し頑張ってみませんか？

ねんきん通信

社会保険庁などの職員と称して、 現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」あるいは「社会保険事務局」、「日本年金機構」や「年金事務所」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があったという問い合わせや、「年金関係の書類」を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったという問い合わせも寄せられています。

これまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」をご紹介しますので、怪しいと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。

注意ポイント!!

- ・社会保険庁や社会保険事務所、社会保険事務局という組織は存在しません。(平成22年1月1日に廃止)
- ・公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。(平成22年1月1日から)
- ・医療給付の業務は、協会けんぽ(全国健康保険協会)で行っています。(平成20年10月から)

ケース1：【青色(水色)封筒の返送確認】、【医療費の還付金手続き・給付金返還】

「〇月頃に、青色(水色)の封筒を送りましたが、返送しましたか」、「医療費の還付金があります」、「医療費の給付金が戻るので手続きするように」などと言われ、銀行名や銀行口座番号を聞いたり、近くのATM(現金自動預け払い機)に行くよう指示され、銀行口座番号などを教えたり、現金を振り込んだ。

<ここがポイント!!>

- ・銀行口座番号や振込先などを電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。
- ・平成23年度は、青色(水色)の封筒で「ねんきん定期便」をお送りしていますが、返送をお願いするのは、ご自身の年金加入記録に漏れや誤りがある場合だけです。

ケース2：【年金の手続き代行】

「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをしてあげる。手数料が必要」などと言われ、現金を渡した。

<ここがポイント!!>

- ・日本年金機構及び民間事業者(※参照)は、手数料と称して現金をお預かりすることは行っていません(手続きに手数料は不要)。代わりに手続きを行うこともありません。

ケース3：【高齢福祉年金の手続き】

「高齢福祉年金の手続きがされていない。請求期限が切れてしまう。」などと言われ、証書代金3,000円、印紙代500円を請求されたので支払った。その際に領収書の発行は無かった。

<ここがポイント!!>

- ・年金証書等の作成代金や印紙代は不要です。請求することはありません。
- ・高齢福祉年金を受給できる方は、大正5年4月1日生まれ以前の方に限られています。

ケース4：【国民年金保険料に関する厚生労働省担当者からの電話】

「国民年金保険料の未納があるので納付してほしい。」と言われた。その数分後に自宅を訪問してきた者から「国民年金保険料が未納なので納めてください。」と言われ、現金を渡した。領収書を求めると「今日は持っていない。」と言って立ち去った。

<ここがポイント!!>

- ・厚生労働省の職員が国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問して現金を受領することはありません。
- ・国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問することがあるのは、日本年金機構及び日本年金機構が業務委託を行っている民間事業者(※参照)だけです。その際、民間事業者は、日本年金機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ることになっており、訪問時は、日本年金機構が発行した身分証明書を提示することとなっていますので、身分証明書を確認してください。自宅を訪問して国民年金保険料をお預かりする場合は、「領収証書」を発行しますので、必ず受け取ってください。

ケース5：【配達先の個人情報】

運送会社を名乗り、「年金関係の荷物を預かっているが、配達できないので、職業や会社名を教えてください」などと言われた。

<ここがポイント!!>

- ・日本年金機構から皆様に文書をお届けする際に、職業や会社名をお聞きすることはありません。

<不審な電話や訪問があった場合は>

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前・所属・用件を聞き、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、支払いをせずに、お近くの年金事務所、または警察へお問い合わせください。

※民間事業者とは…日本年金機構は、民間事業者に業務委託を行って、全国各地で『国民年金保険料に関する納付のご案内』を実施しています。その際、民間事業者は、日本年金機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ること、訪問する場合は日本年金機構が発行した証明書を提示することとなっています。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線157、告知端末機5-8815)**にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 10月(October)

注：保セ=保健センター
幌生セ=幌延町生涯学習センター
問寒セ=問寒別生涯学習センター

1 火	子育て相談(時間予約制) (保セ)	17 木	はつらつ教室 9:30~ (保セ) おひさま子育て会
2 水		18 金	
3 木	はつらつ教室 9:30~ (保セ)	19 土	
4 金	北斗地区健康集会 10:30~ (北斗集会所) リトミック教室 10:30~ (保セ)	20 日	
5 土	幌延町民文化祭 (幌生セ・国際交流施設)	21 月	婦人科バス検診(旭川対がん協会、予約制)
6 日	幌延町民文化祭 (幌生セ・国際交流施設)	22 火	さわやか教室 9:30~ (保セ)
7 月		23 水	
8 火		24 木	はつらつ教室 9:30~ (保セ) 行政相談・人権心配ごと相談特別相談所 9:30~11:30 (問生セ) 13:00~15:00 (幌生セ)
9 水	すくすく健診 13:00~ (保セ)	25 金	にこにこ教室 9:30~ (保セ)
10 木	はつらつ教室 9:30~ (保セ)	26 土	問寒別町民文化祭(予定) (問生セ)
11 金	【町立診療所】問寒別出張診療日 にこにこ教室 10:00~ (問生セ)	27 日	問寒別町民文化祭(予定) (問生セ)
12 土	エネルギー関連施設見学会	28 月	
13 日	エネルギー関連施設見学会	29 火	地域包括支援センター講演会 13:30~ (保セ)
14 月	体育の日 エネルギー関連施設見学会	30 水	
15 火	秋の全道火災予防運動(31日まで) 火災予防パレード(幌延10:00 問寒別13:30)	31 木	はつらつ教室 9:30~ (保セ)
16 水			

告知端末機「知らせますケン」 の視聴についてのお願い!

告知端末機「知らせますケン」は、通常の行政情報だけではなく、緊急の避難警報など重要なお知らせを放送することがあります。

電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いいたします。

★お悔やみ申し上げます
横川 ヨスイさん(87歳) 2南1
田中 等さん(73歳) 栄町
加藤 誓子さん(65歳) 東町
佐藤 スズ子さん(85歳) 1北2

☆お誕生おめでとう
高橋 陽花ちゃん(父昭博) 字幌延
高城 海翔くん(父春彦) 下沼

戸籍の窓

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
横川 泰正さん(母) 2南1
田中 頼子さん(夫) 栄町
加藤 晋哉さん(母) 1北2
佐藤 忠志さん(母) 下沼
(J R 感謝祭収益金の一部)
J R 幌延駅

ご寄付ありがとうございます

8月



景百延幌

撮影者 / 鎌田米二郎さん



高台から見た北進地区



高台から見た北進地区

わが家のエンジェル



わが家の第二子です。最近
はハイハイで家の中を冒険す
るのが大好きで、お姉ちゃん
のあとを追っかけるのに必死。お
気に入りの場所は玄関で、外
を眺めていることも……。

門田 璃佳ちゃん
平成25年1月1日生・米町
お父さん 省児さん
お母さん 由美さん



のんびり屋さんな光生です
が、大好きなお兄ちゃん達が
近くにいると嬉しくて沢山お
話をします。大きくなったら
兄弟3人で野球をしようね。

金田 光生くん
平成25年1月11日生・富園町
お父さん 直樹さん
お母さん 園美さん



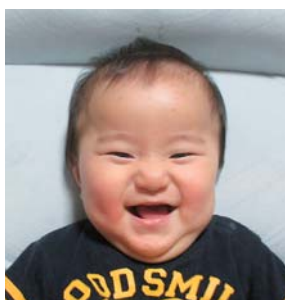
お姉ちゃんが大好きな星華
です。最近ハイハイにつかま
り立ちとイタズラしほうだい。
家族を笑顔にしてくれるパ
ワーの源です。

秋山 星華ちゃん
平成25年1月11日生・字幌延
お父さん 将さん
お母さん 優子さん



はじめまして、あおいだよ。
最近、ハイハイが出来るよ
うになったよ。いつもニコニコ
が自慢だよ。街で見かけたら
声を掛けてね。

加藤 葵彩ちゃん
平成25年1月18日生・1北2
お父さん 晋哉さん
お母さん 真貴さん



初めまして、ナガヤマオウキ
です。僕はお兄ちゃんが大好
き。まだ寝返りしかできない
けど、僕も早くお兄ちゃんみ
たいに走り回って遊びたいな。

長山 旺生くん
平成25年1月26日生・富園町
お父さん 拓矢さん
お母さん 加奈子さん

窓裏のほろ

■夏の一大イベント「名林公園まつり」
そして9月の「おもしろ科学館」が終わり、
季節は10月。晩秋というのにふさわしい
季節にさしかかりました。


■秋といえば、「スポーツの秋」、「読書の
秋」、「食欲の秋」……。色々秋は楽し
み方に事欠かないシーズンに思えます。
■日本中が沸いた2020年の東京オリ
ンピック開催決定や北海道出身作家の桜
木紫乃氏が「ホテルローヤル」で直木賞
を受賞し、話題となったことをきっかけに、
この秋、スポーツや読書に親しんでみよ
うとされている方も多いのではないで
しょうか。

■盛況のうちに終えたおもしろ科学館は、
まるで夏の再来を思わせる絶好の日差し
に恵まれ、屋台が並ぶ会場も大いに賑わっ
ていました。家族仲良く美味しそうに食
べている光景も多く見受けられました。

■私としては、会場で食べ損ねたたこ焼
きに末練を感じている今日この頃です。
私のほかに思い当たる方は、まだまだ食
欲の秋といったところでしょうか。くれ
ぐれも食べ過ぎには注意したいものです。

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●
総務課企画振興グループ 電話 5-1111(内線)222・223・224
告知端末機 5-8812

平成25年10月 発行 / 天塩郡幌延町
企画・編集 / 総務課企画振興グループ ☎ 011-1111(223)
幌延町ホームページアドレス / <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>
メールアドレス / webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp

	(平成25年8月 末日現在)	男	1,312	(-3)
	※()内は前月比	女	1,257	(-5)
		計	2,569	(-8)
		世帯数	1,292	(-2)

この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。